

改正後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容 本事業は、別表1に掲げる事業（以下「新市場獲得対策」という。）及び別表2に掲げる事業（以下「収益性向上対策・生産基盤強化対策」という。）により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件、補助率等についてはそれぞれ別表に定めるとおりとする。 ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省<u>農産局長（以下「農産局長」という。）</u>が特に必要と認める場合については、別表2に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。</p> <p>第3 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 収益性向上対策・生産基盤強化対策 (1)・(2) (略) (3) 都道府県事業実施方針 都道府県知事が定める産地の収益性の向上及び生産基盤の強化に向けた取組の方針であつて、<u>農産局長</u>が別に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。 (4) 産地パワーアップ計画 地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」と総称する。）により定められた産地の農業の収益性の向上及び生産基盤の強化を図るための計画であつて、都道府県知事により<u>農産局長</u>が別に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。 (5) (略) (6) 都道府県事業計画 都道府県知事が、都道府県事業実施方針に定めるところにより作成した事業計画であつて、<u>農産局長</u>が別に定める成果目標等の基準を満たすものとして承認されたものをいう。 (7) 基金管理団体 <u>農産局長</u>が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。</p> <p>第4 事業の実施等</p> <p>1 新市場獲得対策 (1) 事業の実施方針 ア (略) イ <u>園芸作物等の先導的取組支援</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容 本事業は、別表1に掲げる事業（以下「新市場獲得対策」という。）及び別表2に掲げる事業（以下「収益性向上対策・生産基盤強化対策」という。）により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件、補助率等についてはそれぞれ別表に定めるとおりとする。 ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省<u>生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）</u>が特に必要と認める場合については、別表2に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。</p> <p>第3 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 収益性向上対策・生産基盤強化対策 (1)・(2) (略) (3) 都道府県事業実施方針 都道府県知事が定める産地の収益性の向上及び生産基盤の強化に向けた取組の方針であつて、<u>生産局長等</u>が別に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。 (4) 産地パワーアップ計画 地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」と総称する。）により定められた産地の農業の収益性の向上及び生産基盤の強化を図るための計画であつて、都道府県知事により<u>生産局長等</u>が別に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。 (5) (略) (6) 都道府県事業計画 都道府県知事が、都道府県事業実施方針に定めるところにより作成した事業計画であつて、<u>生産局長等</u>が別に定める成果目標等の基準を満たすものとして承認されたものをいう。 (7) 基金管理団体 <u>生産局長等</u>が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。</p> <p>第4 事業の実施等</p> <p>1 新市場獲得対策 (1) 事業の実施方針 ア (略) イ <u>新市場対応を支える物流体制の革新</u></p>

事業実施主体が自ら定めた目的と成果目標の達成に向け、(2)のイに定める事業を実施するものとする。

(2) 対策で実施する事業内容

本対策で実施する事業内容における具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び補助率は、以下のとおりとする。

このほか、別表1に定める事業は、農産局長が別に定める基準を満たしていなければならないものとする。

ア (略)

イ 園芸作物等の先導的取組支援

別表1のIの2に掲げるとおりとする。

(3) (略)

(4) 目標年度及び成果目標並びに事業評価

本事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は、農産局長が別に定めるところによるものとする

(5) (略)

(6) 実施期間

事業実施期間は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

(7) (略)

2 収益性向上対策・生産基盤強化対策事業

(1) 事業の実施方針

(略)

ア 都道府県事業実施方針

都道府県知事は、農産局長が別に定めるところにより、都道府県事業実施方針を作成するものとする。

イ 産地パワーアップ計画

地域協議会長等は、農産局長が別に定めるところにより、産地パワーアップ計画を作成するものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 目標年度及び成果目標並びに事業評価

本事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は、農産局長が別に定めるとおりとする。

(6)～(8) (略)

第5 国の助成措置等

1 新市場獲得対策

国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要経費について、農産局長が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

事業実施主体が自ら定めた目的と成果目標の達成に向け、(2)のイに定める事業を実施するものとする。

(2) 対策で実施する事業内容

本対策で実施する事業内容における具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び補助率は、以下のとおりとする。

このほか、別表1に定める事業は、生産局長等が別に定める基準を満たしていなければならないものとする。

ア (略)

イ 新市場対応を支える物流体制の革新

別表1のIの2に掲げるとおりとする。

(3) (略)

(4) 目標年度及び成果目標並びに事業評価

本事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は、生産局長等が別に定めるところによるものとする

(5) (略)

(6) 実施期間

事業実施期間は、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

(7) (略)

2 収益性向上対策・生産基盤強化対策事業

(1) 事業の実施方針

(略)

ア 都道府県事業実施方針

都道府県知事は、生産局長等が別に定めるところにより、都道府県事業実施方針を作成するものとする。

イ 産地パワーアップ計画

地域協議会長等は、生産局長等が別に定めるところにより、産地パワーアップ計画を作成するものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 目標年度及び成果目標並びに事業評価

本事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は、生産局長等が別に定めるとおりとする。

(6)～(8) (略)

第5 国の助成措置等

1 新市場獲得対策

国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要経費について、生産局長等が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

(1) 基金事業

ア 国は、予算の範囲内において、基金管理団体に対し、第4の2の事業に必要な経費について、農産局長が別に定めるところにより補助するものとし、基金管理団体は、これを受け、産地パワーアップ事業基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

イ 基金の管理等

(ア)～(ウ) 略

(エ) 基金の管理及び第4の2の本事業の実施に当たり発生する事務費については、農産局長が別に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。

(オ)・(カ) 略

(キ) 基金管理団体は、農産局長が定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。

ウ 基金管理団体は、本事業が終了した際、なお基金に残余があるときは、国に返還するものとする。

また、農産局長は、本事業が終了する前であっても、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

(2)・(3) 略

第6 事業実施の手続

(1) 新市場獲得対策

ア 事業実施計画の作成及び承認

補助金の交付を受けようとする者は、農産局長又は地方農政局長等の求めに応じ、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和2年2月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知）第5の2に定める交付申請書の提出より前、農産局長が別に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等（新市場獲得対策のうち園芸作物等の先導的取組支援のうち果樹にあつては、農産局長）に提出しなければならない。ただし、農産局長が別に定める公募要領により補助金交付候補者に選定された応募者については、事業実施計画を提出したとみなすことができるものとする。

イ 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（農産局長が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、アに準じて行うものとする。

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

事業実施主体、地域協議会長等及び取組主体は、農産局長が別に定めるところにより、事業の実施に必要な手続を行うものとする。

第7 略

第8 事業評価の報告

事業実施主体は、新市場獲得対策における事業実施計画及び収益性向上対策・生産基盤強化対策事業における都道府県事業計画に定められた目標年度の翌年度において、本事業の評価を行い、その結果を取り

(1) 基金事業

ア 国は、予算の範囲内において、基金管理団体に対し、第4の2の事業に必要な経費について、生産局長等が別に定めるところにより補助するものとし、基金管理団体は、これを受け、産地パワーアップ事業基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

イ 基金の管理等

(ア)～(ウ) 略

(エ) 基金の管理及び第4の2の本事業の実施に当たり発生する事務費については、生産局長等が別に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。

(オ)・(カ) 略

(キ) 基金管理団体は、生産局長等が定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。

ウ 基金管理団体は、本事業が終了した際、なお基金に残余があるときは、国に返還するものとする。

また、生産局長等は、本事業が終了する前であっても、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

(2)・(3) 略

第6 事業実施の手続

(1) 新市場獲得対策

ア 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等（新市場獲得対策のうち新市場対応を支える物流体制の革新にあつては、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。））に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、生産局長等が別に定める公募要領により補助金交付候補者に選定された応募者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。

イ 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（生産局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、アに準じて行うものとする。

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

事業実施主体、地域協議会長等及び取組主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業の実施に必要な手続を行うものとする。

第7 略

第8 事業評価の報告

事業実施主体は、新市場獲得対策における事業実施計画及び収益性向上対策・生産基盤強化対策事業における都道府県事業計画に定められた目標年度の翌年度において、本事業の評価を行い、その結果を取り

まとめ、農産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（新市場獲得対策のうち園芸作物等の先導的取組支援のうち果樹）にあつては、農産局長に報告しなければなりません。

第9 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

1 新市場獲得対策

- (1) 略
- (2) 園芸作物等の先導的取組支援

国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 略

第10 その他

- 1 本事業の実施等につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。
- 2 略

別表1（新市場獲得対策）

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 略	事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1)～(7) 略 (8) コンソーシアム (<u>農産局長</u> が別に定め場合に限る。以下同じ。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1)・(2) 略 (3) <u>農産局長</u> が別に定める要件を満たしていること。	補助率は次に掲げるとおりとする。 (1)～(4)及び(6)の事業 事業費の1/2以内 (<u>農産局長</u> が別に定める場合にあつては、 <u>農産局長</u> が定める額とする。 (5)の事業 略)
2 <u>園芸作物等の先導的取組支援</u> <u>(1) 果樹</u> <u>(2) 茶</u> <u>(3) 野菜</u>	事業実施主体は、 <u>農産局長</u> が別に定める者とする。	採択の要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 略 (2) <u>農産局長</u> が別に定	補助率は、 <u>農産局長</u> が別に定めるとおり（定額又は事業費の1/2以内）とする。

まとめ、生産局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等（新市場獲得対策のうち新市場対応を支える物流体制の革新）にあつては、生産局長に報告しなければなりません。

第9 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

1 新市場獲得対策

- (1) 略
- (2) 新市場対応を支える物流体制の革新

国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 略

第10 その他

- 1 本事業の実施等につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによる。
- 2 略

別表1（新市場獲得対策）

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 略	事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1)～(7) 略 (8) コンソーシアム (<u>生産局長等</u> が別に定める場合に限る。以下同じ。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1)・(2) 略 (3) <u>生産局長等</u> が別に定める要件を満たしていること。	補助率は次に掲げるとおりとする。 (1)～(4)及び(6)の事業 事業費の1/2以内 (<u>生産局長等</u> が別に定める場合にあつては、 <u>生産局長等</u> が定める額とする。 (5)の事業 略)
2 <u>新市場対応を支える物流体制の革新</u> <u>肥料の流通合理化に向けた統一規格パレットの導入や管理</u>	事業実施主体は、 <u>生産局長等</u> が別に定める要件を満たす民間団体等からなる協議会とする。	採択の要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 略 (2) <u>生産局長等</u> が別に定	補助率は、 <u>生産局長等</u> が別に定めるとおり（定額又は事業費の1/2以内 <u>若しくは1/3以内</u> ）とする。

(4) 花き		める要件を満たしていること。	
--------	--	----------------	--

II 整備事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化 (1)～(7) (略) (8) 農作物被害防止施設 (9)・(10) (略)	(略)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1)～(3) (略) (4) 農産局長が別に定める要件を満たしていること	(略)

別表2 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) (略)	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1)～(4) (略) (5) 農業者 (農産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。) (6) 農業者の組織する団体 (農産局長が別に定めるものをいう。以下IIの収益性向上対策について同じ。) (7) 民間事業者 (中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) (略) (2) 農産局長が別に定める面積要件等を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 アの事業 (略) イの事業 事業費の1/2以内 (ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める率又は額以内) とする。

システムの開発の実証		定める要件を満たしていること。	
------------	--	-----------------	--

II 整備事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化 (1)～(7) (略) (8) 農作物被害防止施設 (9)・(10) (略)	(略)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1)～(3) (略) (4) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること	(略)

別表2 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) (略)	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1)～(4) (略) (5) 農業者 (生産局長等が別に定めるものをいう。以下IIの収益性向上対策について同じ。) (6) 農業者の組織する団体 (生産局長等が別に定めるものをいう。以下IIの収益性向上対策について同じ。) (7) 民間事業者 (中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) (略) (2) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 アの事業 (略) イの事業 事業費の1/2以内 (ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内) とする。

	条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、 <u>農産局長</u> が別に定めるものに限る。以下同じ。)		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) (略) (2) <u>農産局長</u> が別に定める要件を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び (3) の事業 (略) (2) の事業 事業費の1/2以内 (<u>農産局長</u> が別に定める場合にあつては、 <u>農産局長</u> が別に定める額以内) とする。 (4) 及び (5) の事業 定額 (<u>農産局長</u> が別に定める場合にあつては、 <u>農産局長</u> が別に定める率又は額以内) とする。 (6) の事業 定額 (ただし、 <u>農産局長</u> が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限) とする。

(注1) (略)

(注2) 第2のただし書により実施する災害等緊急事業については、本表にかかわらず、農産局長が別に定める事業を実施できるものとする。

	条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であつて、 <u>生産局長等</u> が別に定めるものに限る。以下 <u>IIの収益性向上対策</u> について同じ。)		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) ~ (6) (略) (7) 民間事業者 (<u>昭和38年法律第154号</u> <u>第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者に限る。以下IIの生産基盤強化対策において同じ。</u>) (8) ・ (9) (略)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) (略) (2) <u>生産局長等</u> が別に定める要件を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び (3) の事業 (略) (2) の事業 事業費の1/2以内 (<u>生産局長等</u> が別に定める場合にあつては、 <u>生産局長等</u> が別に定める額以内) とする。 (4) 及び (5) の事業 定額 (<u>生産局長等</u> が別に定める場合にあつては、 <u>生産局長等</u> が別に定める率又は額以内) とする。 (6) の事業 定額 (ただし、 <u>生産局長等</u> が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限) とする。

(注1) (略)

(注2) 第2のただし書により実施する災害等緊急事業については、本表にかかわらず、生産局長等が別に定める事業を実施できるものとする。

II 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
<p>1 収益性向上対策 (1)～(7) (略) (8) <u>農作物</u>被害防止施設 (9) <u>生産技術</u>高度化施設 (10) <u>種子種苗</u>生産関連施設 (11) <u>有機物</u>処理・利用施設 (12) <u>農業廃棄物</u>処理施設</p>	<p>取組主体は、次に掲げる者とする。 (1)～(8) (略) (9) 中間事業者 (<u>農産局長</u>が別に定めるものに限る。) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調整施設、穀類乾燥調整貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。 (10) 流通業者 (<u>農産局長</u>が別に定めるものに限る。) 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (11)・(12) (略)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) (略) (2) <u>農産局長</u>が別に定める面積要件等を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(<u>農産局長</u>が別に定める場合を除く。)</p>	<p>補助率は事業費の1/2以内(ただし、<u>農産局長</u>が別に定める場合においては、<u>農産局長</u>が別に定める率又は額以内)とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) (略) (2) <u>農産局長</u>が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>(略)</p>

II 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
<p>1 収益性向上対策 (1)～(7) (略) (8) <u>農産物</u>被害防止施設 (9) <u>農業廃棄物</u>処理施設 (10) <u>生産技術</u>高度化施設 (11) <u>種子種苗</u>生産関連施設 (12) <u>有機物</u>処理・利用施設</p>	<p>取組主体は、次に掲げる者とする。 (1)～(8) (略) (9) 中間事業者 (<u>生産局長等</u>が別に定めるものに限る。) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調整施設、穀類乾燥調整貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。 (10) 流通業者 (<u>生産局長等</u>が別に定めるものに限る。) 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (11)・(12) (略)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) (略) (2) <u>生産局長等</u>が別に定める面積要件等を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(<u>生産局長等</u>が別に定める場合を除く。)</p>	<p>補助率は事業費の1/2以内(ただし、<u>生産局長等</u>が別に定める場合においては、<u>生産局長等</u>が別に定める率又は額以内)とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) (略) (2) <u>生産局長等</u>が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>(略)</p>

	(3) (略)			(3) (略)	
--	---------	--	--	---------	--

附則

- 1 この要綱は、令和3年12月21日から施行する。
- 2 この通知による改正前まで実施している事業については、なお従前の例による。